

長建協発第179号  
平成22年8月11日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

### 建設工事標準請負契約約款の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じております。

これらの課題に対処するためには、書面による契約の促進や法令遵守の徹底等を図るとともに、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるようにすることが重要であります。

このため、中央建設業審議会においては、平成22年4月より、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、同約款の改正に向けて審議が行われてきましたが、このたび、各約款を別添のとおりに大幅に改正されることとなりました。

つきましては、標記について全建を通じ同審議会会長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。